

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第14号

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立こども園条例施行規則（平成23年12月天理市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

天理市立やまだこども園	75人
-------------	-----

」

を

「

天理市立やまだこども園	75人
天理市立丹波市南こども園	192人
天理市立前栽こども園	256人

」

に改める。

第3条第1項中「教頭」を「副園長、主任」に改め、同条第3項中「教頭」を「副園長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の項を加える。

4 主任は、上司の命を受けて所属職員を指揮監督するとともに、こども園の園児の教育・保育その他の事務に従事する。

第7条中「規則第6号」の次に「。以下「保育利用規則」という。」を加える。

第8条を次のように改める。

（こども園評議員）

第8条 園長は、当該こども園の運営上必要と認めるときは、こども園評議員

を置くことができる。

- 2 こども園評議員は、園長の推薦に基づき市長が委嘱する。
- 3 前2項に定めるもののほか、こども園評議員について必要な事項は、市長が別に定める。

第15条を第19条とし、第14条中「学校管理運営規則及び天理市立幼稚園規則（昭和29年7月天理市教育委員会規則第5号）」を「天理市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年4月天理市教育委員会規則第2号）、天理市立幼稚園規則（昭和29年7月天理市教育委員会規則第5号）及び預かり保育規則」に、「天理市保育の利用に関する規則」を「保育利用規則」に改め、同条を第18条とし、第9条から第13条までを4条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の4条を加える。

（こども園評価）

第9条 園長は、当該こども園の教育・保育活動その他のこども園の運営状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 園長は、前項の評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 3 園長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該こども園の園児の保護者その他の当該こども園の関係者（当該こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。
- 4 園長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合は、その結果を市長に報告するものとする。

（給食費）

第10条 市長は、給食の提供を受けた1号認定子ども及び2号認定子どもの保護者から、次のとおり給食費を徴収する。

区分	給食費
1号認定子ども	月額3,500円
2号認定子ども	月額4,500円

- 2 こども園に勤務する職員が給食の提供を受ける場合の月額の給食費の額は、1回当たり240円の給食費に当該月において給食の提供を受けた回数乘じ

て得た額とする。

(預かり保育の利用に係る給食費等)

第11条 前条に規定する給食費のほか、市長は、1号認定子どものうち、天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則（令和4年3月天理市教育委員会規則第7号。以下「預かり保育規則」という。）第2条第1項各号に規定する預かり保育を利用する者の保護者から、次の表により算出した給食費及びおやつ代を徴収する。

給食費	おやつ代
1回あたり220円×当該月において提供を受けた回数	1回あたり70円×当該月において提供を受けた回数

- 2 前項の表により算出する給食費については、第6条第2項各号に掲げる休園日に提供を受けた場合に限り徴収するものとする。
- 3 第1項の表により算出する給食費及びおやつ代について、当該月において徴収する当該費用の合計額の上限は、1,000円とする。

(給食費の減免)

第12条 市長は、1号認定子ども及び2号認定子どもの保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の給食費の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない理由により、給食の提供を受ける子どもの保護者が一時的に給食費を納付する資力を失った場合であって、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けることができないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

- 2 前項の規定により給食費の減免を受けようとする者は、減免を必要とする理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第10条及び第11条の規定は、この規則の施行の日以後に提供を受け

た給食又はおやつに係る費用について適用する。